

複数用途がある場合はその用途を記入。用途毎に様式第2号を作成

特別特定建築物事前協議項目表

建築物の名称		(仮称)●●●●●											
建築物の所在地		大阪市●●区●●丁目1番1											
		用途記入		●●●						チェック欄			
特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1)(200㎡未満の小規模店舗を除く)	特別特定建築物別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時計画の適合性	完了時完了写真							
ア 出入口	①有効幅90cm以上(床面積の合計が500㎡以下の場合は80cm以上)	扉有効幅等は図面に図示してください		120	cm	cm							
	②自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、その前後に平坦部分を設置					適	否						
	老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、保健所、税務、公益施設等	③自動開閉式ドア	建物の用途が該当しない場合は斜線		有	無	有	無					
		④前後の車いす転回スペース			有	無	有	無					
		⑤誘導鈴又は音声誘導装置			有	無	有	無					
		⑥通過する際に支障となる段			有	無	有	無					
		⑦国際シンボルマークの標示			有	無	有	無					
	案内設備	⑧受付の有無 注-1					有	無					
		⑨案内板の有無 注-1	⑩触知図とすべての人に配慮した案内板(官公庁舎は受付を設けても設置)				有	無					
			⑪インターホン				有	無					
			注-1 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。				適	否					
		⑫案内設備までの段					有	無					
		⑬当該用途に供する部分の床面積の合計が500㎡以下					適	否					
		⑭常時設置している可動式の傾斜路					有	無					
		⑮インターホンで誘導(点状ブロック敷設と点字案内図)					有	無					
		居室等、他の出入口	⑯有効幅80cm以上					cm					
			⑰自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、その前後に平坦部分を設置(共同住宅の住戸、寄宿舎の個室の出入口は除く。)					適	否				
	⑱通過する際に支障となる段						有	無					
	⑲扉の前後に戸の開閉、進入を行う必要なスペースを確保すること				有	無	有	無					
イ 廊下等	廊下の有無			有	無	有	無						
	①有効幅(120cm以上)					cm							
	②表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ					適	否						
	③25メートルを超える廊下で、避難階又は居室の床面積の合計が200平方メートルを超える階にあるものにあつては、幅及び奥行きがそれぞれ140センチメートル以上の部分を、当該廊下の末端から10メートル以内及び区間50メートル以内ごとに設けること(共同住宅、寄宿舎の用途に供する建築物は除く。)					有	無						
	④病院、診療所、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、障がい者が利用するものに限る)には手すりを設置												
	⑤保健所、税務署及び公益施設等には手すりを設置			有	無	有	無						
	⑥戸の有無(戸を設ける場合は、幅が80cm以上で、車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がないこと)					有	無						

該当施設がない場合は「該当施設なし」を記入しても可

※1 建築物整備基準に適合しないが、適合させる場合と同等以上に安全かつ容易に利用することができる場合は、代替措置欄にその措置を記入してください

※2 建築物整備基準を満足できず、代替措置も記入できない場合は、その理由を記入してください

※3 代替措置欄に記入できない場合は、「別紙」・「欄外」・「図示」等として適宜記入してください

※4 書き方が不明な場合は、空けておき、窓口でご相談ください

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)	特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
イ 廊下等	⑦廊下の高低差			cm			
	段差解消用の昇降機	エレベーターの有無		有 無			
		⑧段差解消機(H12建設省告示第1413号第九号)(車いす使用者用特殊構造昇降機(建築基準法施行令第129条の3の第2項第1号の昇降機で専ら車いす使用者が利用するもの。))		適 否			
		⑨かごの大きさ(かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。)		適 否			
		⑩車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、転回できる十分なかごの床面積(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。)		適 否			
		エスカレーターの有無		有 無			
		⑪車いす使用者用エスカレーター(H12建設省告示第1417号第1ただし書き)		適 否			
	傾斜路	⑫有効幅120cm以上			cm		
		⑬勾配(12分の1(高さ10cm未満の場合は8分の1)以下)	1/12 (高さ20cm)	(高さ cm)			
		⑭手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	有 無	有 無			
		⑮表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ		適 否			
		⑯前後の平坦部との識別		適 否			
		⑰高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置		有 無			
		⑱上端及び下端に点状ブロックの敷設 注-2		有 無			
		注-2 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。		適 否			
		注-2 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。		適 否			
		⑲両側に側壁又は立ち上がり部の設置		有 無			
	段	⑳回り段(禁止)		有 無			
		㉑表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ		適 否			
		㉒踏面及び蹴上げを区別できる段鼻		適 否			
㉓つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、踏面がとびだしていると危険)			適 否				
㉔手すり(高さ80cm程度)			有 無				
昇り口、降り口の点字表示 注-3		有 無	有 無				
注-3 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。		適 否	適 否				
㉕起点及び終点の点状ブロックの敷設 注-4			有 無				
注-4 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物にあっては、この限りでない。			適 否				
注-4 近接する段がある部分と連続して手すり(段の上段では、45cm以上水平に延長、下端では段鼻から斜め部分を含めて45cm以上手すりを延長したもの)が設けられた廊下等は、この限りでない。			適 否				
注-4 視覚障がい者が段の存在を事前に確認できる装置を設けた踊場の場合はこの限りでない。		適 否					
案内したる備出に 入り口 経路から	㉖通過する際に支障となる段 注-5		有 無				
	注-5 床面積の合計が500㎡以下の建築物に高低差のある玄関を設ける場合で、常時設置している可動式傾斜路を設けたとき又はインターホン等を設けた上で、車いす使用者を誘導することができる者が常駐するときにあっては、この限りでない。						
	㉗線状ブロック、点状ブロックの敷設及び音声誘導装置その他これに代わる装置 注-6		有 無				
	注-6 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、ホテル・旅館で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がない場合は、この限りでない。		適 否				

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物別表第1(3)~(9) 左記以外追加対象建築物		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 写真	
		有	無	有	無				
ウ 階段	階段の有無	有	無	有	無				
	①回り階段(禁止)			有	無				
	②表面は粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ			適	否				
	③踏面及び蹴上げを区別できる段鼻			適	否				
	④つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、踏面がとびだしていると危険)			適	否				
	⑤手すり(高さ80cm程度)	有	無	有	無				
	連続性	有	無	有	無				
	両側手すりの設置(エレベーターのない保健所、税務署等及び公益施設に限る。)	有	無	有	無				
	昇り口、降り口の点字表示 注一3	有	無	有	無				
	⑥起点及び終点の点状ブロックの敷設 注一7			有	無				
注一7 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。			適	否					
注一7 近接する段がある部分と連続して手すり(段の上段では、45cm以上水平に延長、下端では段鼻から斜め部分を含めて45cm以上手すりを延長したもの)が設けられた廊下等はこの限りでない。			適	否					
エ 傾斜路	廊下等、便所(一般便所、車いす対応便所、オストメイト対応便所、乳幼児のいす及びベッド)、附属する駐車場、敷地内の通路、浴室又はシャワー室の各特定施設の項目に記入する。								
オ エレベーター	①設置義務の有無(別表第2施設才建築物整備基準)	有	無	有	無				
	②一般利用者用のエレベーターの数	2	基		基				
	③福祉エレベーターの数	1	基		基				
	④かごは必要階に停止			適	否				
	⑤出入口の幅は80cm以上			適	否				
	⑥かごの間口	160	cm		cm				
	⑦かごの奥行き	135	cm		cm				
	・11人乗り(間口140cm、奥行き135cm)以上。ただし、5000㎡以上は13人乗り(間口160cm、奥行き135cm)以上。二の階のみに停止するエレベーターは、間口95cm、奥行き135cm以上とする。 ・共同住宅は、9人乗り(間口105cm、奥行き135cm)以上。 ・各建築物に付属する別棟の一般公共用の駐車場は、11人乗り(間口140cm、奥行き135cm)以上。								
	⑧専用乗場ボタン			有	無				
	⑨かご内の専用操作盤			有	無				
	⑩かご内鏡の設置(可能な限り鏡の下端は低い位置)。 ただし、出入口が複数あるエレベーターは、凸面鏡等を設置(二の階のみに停止する場合不要)			有	無				
	⑪戸の閉鎖制御装置			有	無				
	⑫かご内位置表示装置、停止予定階表示装置			有	無				
	⑬かご内左右両面の手すり(杖使用者等)			有	無				
	福祉 エ レ ベ ー タ ー の 視 覚 障 が い 者 へ の 配 慮	押し込みボタン 注一8	⑭一般乗場ボタン	有	無	有	無		
			⑮かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタン	有	無	有	無		
		点字表示 注一8	⑯一般乗場ボタン、乗場階	有	無	有	無		
			⑰かご内の一般用の主たる操作盤の各ボタン	有	無	有	無		
		注一8 駐車場、自動車教習所等視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物にあっては、この限りでない。		適	否	適	否		
案内装置(音声装置) 注一9		⑱乗降ロビー(昇降方向)(二の階のみに停止する場合は、この限りでない)	有	無	有	無	⑲代用		
		⑲かご内(昇降方向、到着階、戸の閉鎖)	有	無					
注一9 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、二の階のみに停止する場合は、この限りでない。		適	否						
⑳乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示									

要綱の規定により設置義務対象となる場合は「有」に○

かご内の音声装置で兼ねることができる場合は「無」とし、代替措置欄にその旨記入

特定施設	整備内容		特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
			有	無	有	無				
オ エレベーター	福祉社	㉒ 点状ブロックの敷設	有	無	有	無				
		共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。		適	否	適	否			
	エ	㉓ 複数のエレベーターを群管理等で制御 (福祉以外のエレベーターも視覚障がい者に配慮を行う。押込ボタン+点字+音声装置)	有	無	有	無				
		点状ブロックの前にある一般乗場ボタンを押した場合、福祉エレベーターが必ず到着する場合、この限りでない。		適	否	適	否			
	レベ	㉔ かご内の一般用の主たる操作盤の非常ボタン(停電等の非常の場合に外部の対応の状況を表示する聴覚障がい者に配慮した装置)		X		有	無			
		㉕ 戸のガラス		X		有	無			
		タ	㉖ カメラの設置 モニター位置記入	X		有	無	()		
			㉗ 乗降ロビーは、高低差がなく150cm角以上		X			cm		
				幅		X				
			奥行		X			cm		
カ エスカレーター	㉘ 昇降機出入口付近の国際シンボルマークの標示		有	無	有	無				
	エスカレーターの有無		有	無	有	無				
	① 踏段周囲の明度差のある縁取り		X		適	否				
	② くし板と踏段の明度差		X		適	否				
	③ 昇降口に音声装置(昇降又は移動の方向) 注-10		X		有	無				
	④ 起点及び終点到点状ブロックの敷設 注-10		X		有	無				
	注-10 学校、共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。		X		適	否				

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)			特別特定建築物別表第1(3)~(9) 左記以外追加対象建築物			代替措置	協議時計画の適合性	完了時完了写真
		男子用	女子用	兼用						
キ 便所	①一般便所の数	男子用	2	女子用	2	兼用	0			
	②出入口の幅(80cm以上) 車いす使用者便房がある場合(85cm以上、ただし構造上困難で直進のまま出入りできる場合は、80cm以上)				80					
各便所	車いす使用者便房・オストメイト対応便房を除く数	所に1以上の洋風便房を設置			有	無	有	無		
		トサイン(点字付・可能な限り音声付)			有	無	有	無		
一 般 便 所	⑤光により火災の発生を知らせる警報装置を避難上有効な位置に設置しているか。(床面積の合計10,000㎡以上。)						有	無		
	⑥触知図の設置と点状ブロックの敷設 注-11				有	無	有	無		
1 以 上 の 便 所	注-11 学校、共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。				適	否	適	否		
	⑦出入口の高低差				0	cm		cm		
	⑧幅(120cm以上)							cm		
	⑨勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下				(高さ / cm)		(高さ / cm)			
	⑩手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)				有	無	有	無		
	⑪表面は粗面、又は滑りにくい素材での仕上げ						適	否		
	⑫前後の平坦部との識別						適	否		
	⑬高さ75cmごとに踏幅150cm以上の踊場を設置						有	無		
	⑭上端及び下端に点状ブロックの敷設 注-12						有	無		
	注-12 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。						適	否		
	注-12 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。						適	否		
	⑮両側に側壁又は立ち上がり部の設置						有	無		
⑯1以上の手すり付床置き等の小便器を設置						有	無			
⑰1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等の水栓						有	無			
⑱病院、診療所、保健所、税務署、老人ホーム、保育所、児童厚生施設、博物館、美術館及び公益施設等は、1以上の洗面器又は手洗い器の前面及び両側に手すりを設置				有	無	有	無			
車いす対応便房	①車いす使用者用便房数(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)	男子用	1	女子用	1	兼用	1			
	②出入口の高低差				0	cm		cm		
	③幅120cm以上							cm		
	④勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下				(高さ / cm)		(高さ / cm)			
	⑤手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)						有	無		
	⑥表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ						適	否		
	⑦前後の平坦部との識別						適	否		
	⑧高さ75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場						有	無		
	⑨上端及び下端に点状ブロックの設置 注-15						有	無		
	注-15 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。						適	否		
	注-15 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。						適	否		
	⑩両側に側壁又は立ち上がり部の設置						有	無		

該当する便所がない場合には0を記入する

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物別表第1(3)~(9) 左記以外追加対象建築物		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
		引き戸	外開き戸	引き戸	外開き戸				
キ 便所	⑪ 寸法	短辺	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	cm				
		長辺	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	cm				
	⑫ 出入口の幅(85cm以上)	85	cm		cm				
	⑬ 戸(内開き戸、アコーディオン形式は不可)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>				
	⑭ 1以上の手すり付床置き式の小便器を設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑮ 1以上の洗面器又は手洗い器に、レバー式、光感知式等の水栓	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑯ 1以上の洗面器又は手洗い器は、車いす使用者が円滑に利用できる空間等を設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑰ 洋風便器の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑱ 左右からの移乗が円滑に行えるよう、両側に手すりを設置。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑲ 便座に腰掛けたまま利用できる大便器洗浄装置(靴べら式、光感知式、リモコン等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑳ 大便器洗浄装置の点字表示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉑ 便座に腰掛けたまま、利用できるペーパーホルダー	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
車いす 対応 便房	㉒-1 施錠装置の内側は、容易に操作できる構造(大きいサムターン等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉒-2 施錠装置の外側は合鍵等で開けられる構造	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉓ 戸の外側に「使用中」の表示(可能な限り文字書き付)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉔ 非常用ボタン(老人ホーム及び老人福祉センター等(高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉕ 非常用ボタンの点字表示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉖-1 出入口付近に車いす対応便房の標示(国際シンボルマーク)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉖-2 出入口付近に国際シンボルマークに「車いす使用者用トイレ」等の文字書き	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉖-3 出入口付近に国際シンボルマークに「車いす使用者用トイレ」等の点字表示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉗ 衣服をかける金具(車いす使用者にも配慮し高低2箇所)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	㉘ 洗面器に鏡を設ける場合は、すべての人が利用できるよう配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
㉙ 車いす便房の位置は、可能な限り一般便所と一体的に配慮	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
㉚ 触知図の設置と点状ブロックの敷設	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
㉛ 大人用介護ベッド(長さ150cm以上)(床面積の合計5000㎡以上)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
㉜-1 出入口付近に大人用介護ベッドの標示及び点字表示	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
㉜ 光により火災の発生を知らせる警報装置を避難上有効な位置に設けているか。(床面積の合計10,000㎡以上。)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
オ ス ト メ イ ト 対 応 便 房	① オストメイト対応便房数(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)	男子用	0	女子用	0	兼用	1		
	② 出入口の高低差	0	cm		cm				
	傾 斜 路	③ 幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		cm			
		④ 勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	(高さ/cm)	(高さ/cm)			
		⑤ 手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無	有	無	
		⑥ 表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			適	否	
		⑦ 前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			適	否	
		⑧ 高さ75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			有	無	
		⑨ 上端及び下端に点状ブロックの設置 注-15	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			有	無	
		注-15 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			適	否	
注-15 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			適	否			
⑩ 両側に側壁又は立ち上がり部の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>			有	無			

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物別表第1(3)~(9) 左記以外追加対象建築物		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
		有	無	有	無				
キ 便所	⑪1以上の洗面器又は手洗いにレバー式、光感知式等の水栓			有	無				
	⑫フラッシュバルブ式汚物流しの設置			有	無				
	⑬給湯設備			有	無				
	⑭荷物を置くための棚その他の設備			有	無				
	⑮水石入れ	有	無	有	無				
	⑯紙巻器	有	無	有	無				
	⑰汚物入れ	有	無	有	無				
	⑱2以上の衣服等を掛けるための金具(衣服と腸洗浄カテテル等を掛けるため)			有	無				
	⑲出入口付近にオストメイト対応標示及び点字表示	有	無	有	無				
	⑳光により火災の発生を知らせる警報装置を避難上有効な位置に設けているか。(床面積の合計10,000㎡以上。)			有	無				
	①対応便所数(男子用及び女子用の区分があるときはそれぞれ1以上)	男子用	1	女子用	1	兼用	1		
	②出入口の高低差		0	cm		cm			
	乳幼児のいす及びベッド	③幅120cm以上			有	無			
		④勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下		(高さ cm)		(高さ cm)			
		⑤手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)							
		⑥表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ			適	否			
		⑦前後の平坦部との識別			有	無			
		⑧両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか			有	無			
		⑨高さ75cm以内ごとの踏幅150cm以上の踊場			有	無			
⑩上端及び下端に点状ブロックの設置 注-15				有	無				
注-15 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。				適	否				
注-15 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cm超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。				適	否				
⑩両側に側壁又は立ち上がり部の設置			有	無					
⑪1以上の洗面器又は手洗いにレバー式、光感知式等の水栓	有	無	有	無					
⑫乳幼児のいす及びベッドの設置			有	無					
⑬出入口付近に乳幼児のいす及びベッドの標示	有	無	有	無					
⑭出入口付近に乳幼児のいす及びベッドの点字表示	有	無	有	無					
ク 授乳場所等	授乳場所等の有無(5,000㎡以上)	有	無	有	無				
①出入口の幅(80cm以上)	80	cm		cm					
②自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、前後に平坦部分を設置	適	否	適	否					
③通過する際に支障となる段(禁止)	有	無	有	無					
④扉の前後に戸の開閉、進入を行うに必要なスペースを確保すること 注-16	有	無	有	無					
注-16 老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署及び公益施設等の場合に限る。	適	否	適	否					
⑤洗面器又は流し台の設置			有	無					
⑥授乳用のいす、乳幼児用のベッド及び汚物入れの設置			有	無					
⑦出入口付近に授乳場所である旨の標示			有	無					
⑧出入口付近に授乳場所である旨の点字表示	有	無	有	無					

延べ面積1,000㎡以上の1号イ、ウ、エ、ク、ケ、コ、サ、ス、セの用途に適用

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)	特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真		
ケ 附属する 駐車場	①駐車台数(車庫・機械式を含む総台数)	30	台		台			
	②一般公共用に供する台数	25	台		台			
車いす 使用者 用 駐車 施設	③車いす優先台数(1台以上 (②の台数が20台未満の場合))(共同住宅については100区画ごとに一台)	0	台		台			
	④車いす専用台数(1台以上 (②の台数が20台以上の場合))(共同住宅については100区画ごとに一台)	1	台		台			
	⑤設置位置(利用したい施設に最も近く、	床面または立面のみの標示で同等に案内できる等の場合も有とし、代替措置欄に「床面のみの標示」等と記入し、床面または立面を見え消す。			適	否		
	⑥幅(350cm以上)					cm		
	⑦床面又は地面が水平				適	否		
	⑧国際シンボルマーク(専用部分については、「専用」を併記)を床面及び立面に標示	有	無	有	無			
	⑨必要に応じ、進入路から駐車スペースまでの案内標識を設置	有	無	有	無			
	建築物の 利用 したい 施設 までの 通路	⑩通路幅120cm以上				cm		
		⑪表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ				適	否	
		⑫50mを超える場合、50m以内ごとに車いすの転回できる場所を設置				有	無	
⑬戸を設ける場合は、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造、かつ、前後に高低差がないこと。戸の有効幅は80cm以上、主たる出入口に通ずる場合は90cm。					適	否		
⑭高低差					cm			
⑮有効幅120cm以上					cm			
⑯勾配12分の1以下(高さ10cm未満の場合は、8分の1以下)		(高さ cm)	(高さ cm)					
⑰手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)		有	無	有	無			
⑱表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ					適	否		
⑲前後の平坦部との識別					適	否		
段	注1 ⑳高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置				有	無		
	⑳上端及び下端に点状ブロックの設置 注-17				有	無		
	注-17 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。				適	否		
	注-17 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。				適	否		
	㉑両側に側壁又は立ち上がり部の設置				有	無		
	注-18 地形の特殊性により当該傾斜路または段差解消機を設けることが著しく困難である場合であって、避難階における主たる出入口から道路等(当該建築物の車寄せ)に至る車路を設けるときにあたっては、この限りでない。	適	否	適	否			
	㉒回り段(禁止)				有	無		
	㉓表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ				有	無		
	㉔踏面及び蹴上げを区別できる段鼻				有	無		
	㉕つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、路面がとびだしていると危険)				有	無		
段	㉖手すり(高さ80cm程度)の設置				有	無		
	昇り口、降り口の点字表示 注-19	有	無	有	無			
	注-19 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。	適	否	適	否			
	㉗起点及び終点の点状ブロックの敷設 注-20				有	無		
	注-20 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物(老人ホーム・保育所・幼稚園で、視覚障がい者を誘導する者が常駐し、かつ、他の部分と床面の仕上げを変える等の措置をした場合)その他視覚障がい者の利用上支障がない。				適	否		
注-20 近接する段がある部分と連続して段鼻から斜め部分を含めて45cm以上手すりが設けられている。				適	否			
注-20 視覚障がい者が段の存在を事前に確認できる装置を設けた踊場の場合は、この限りでない。				適	否			
㉘車いす使用者用駐車施設から建物出入口までの排水溝等の蓋の杖、車いすのキャスター等が落ちない隙間	排水溝等	15	mm		mm			

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)	特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真		
コ 敷地内の 通路	【敷地内の通路全般】							
	①表面は粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	段がある部分	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	②手すり(高さ80cm程度)の設置	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	③踏面及び蹴上げを区別できる段鼻	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	④つまずきにくい構造(け込み板のないものはさける、踏面がとびだしていると危険)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	傾斜路がある部分	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑤勾配は12分の1(高さ10cm未満の場合は8分の1)以下	<input checked="" type="checkbox"/>	(高さ cm)					
	⑥手すり(高さ80cm程度)の設置(高さ16cmを超え、かつ、勾配が20分の1を超える傾斜がある場合)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑦前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
	⑧両側に側壁又は立ち上がり部の設置□	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	【主要な出入口から道路等に至る敷地内の通路】							
	⑨有効幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>		cm				
	⑩表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑪50mを超える場合、区間50m以内ごとに車いすが転回できる場所	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑫戸の有無(戸を設ける場合は、幅が90cm以上で、車いす使用者が通過しやすく、その前後に高低差がないこと)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
	⑬出入口から道路等に通ずる敷地内通路の高低差	<input checked="" type="checkbox"/>		cm				
	段差 解消 用の 昇降 機	エレベーターの有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑭段差解消機(H12建設省告示第1413号第1第九号) 建築基準法施行令第129条の3第2項第1号の規定の昇降機で専ら車いす使用者が利用するもの。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		⑮かごの大きさ(かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		⑯車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合、転回できる十分なかごの床面積(車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合にあっては、かごの幅及び奥行きが十分に確保されていること。)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
	注 1 2 2	エスカレーターの有無	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		⑰車いす使用者用エスカレーター(H12建設省告示第1417号第1ただし書き)	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
	傾 斜 路	⑱有効幅120cm以上	<input checked="" type="checkbox"/>		cm			
		⑲勾配(12分の1(高さ10cm未満の場合は8分の1)以下)	<input checked="" type="checkbox"/>	1/12 (高さ 20cm)	(高さ cm)			
		⑳手すりの設置(高さ16cmを超え、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等が利用するものに限り、病院、診療所、保健所、税務署、公益施設等の場合は高さによらず設置すること)	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無	有	無	
		㉑表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		㉒前後の平坦部との識別	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
		㉓高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設置	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
		㉔上下端に点状ブロックの敷設 注-21	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
注-21 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。		<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
注-21 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。		<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
㉕両側に側壁又は立ち上がり部の設置		<input checked="" type="checkbox"/>	有	無				
注-22 地形の特殊性により当該傾斜路または段差解消機を設けることが著しく困難である場合であって、避難階における主たる出入口から道路等(当該建築物の車寄せ)に至る車路を設けるときにあつては、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否					
㉖ 道路等から線状ブロック・点状ブロックの敷設 注-23	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
㉗ 車路に接する部分への点状ブロックの敷設 注-23	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無					
注-23 共同住宅、寄宿舎、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者用誘導ブロックの敷設が敷地の利用上支障となる建築物においてインターホン等を設けた上で視覚障害者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否					

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)		特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)		代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
		有	無	有	無				
コ 敷地内の 通路	主たる 地出入 口の通 路を通 ずる敷 地	㉔ 段又は傾斜路がある部分に起点及び終点の点状ブロックの敷設 注-24		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
		注-24 共同住宅、寄宿舍、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者誘導ブロックの敷設が敷地の利用上支障となる建築物においてインターホン等を設けた上で視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障が無いと認められる建築物は、この限りでない。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否		
		注-24 勾配が20分の1を超えない傾斜路、勾配が20分の1を超えずかつ高さが16cmを超えない傾斜路、又は段がある部分若しくは傾斜路がある部分と連続して手すり(段の上端では、45cm以上水平に延長、下端では斜め部分を含めて段鼻から45cm以上手すりを延長したもの)が設けられた敷地内の通路はこの限りでない。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否		
サ 浴室又は シャワー 室	① 共同浴室又はシャワー室及びそれに付属する脱衣室の有無(男子用及び女子用の区分がある場合にあっては、それぞれ1以上)		<input checked="" type="checkbox"/>	無	有	無			
	浴室	男子用	1	女子用	1	兼用	0		
	シャワー室		0		0		1		
出入口	② 出入口の幅(80cm以上)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	③ 自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、前後に平坦部分を設置		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	④ 通過する際に支障となる段(禁止)		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	⑤ 扉の前後に戸の開閉、進入を行うに必要なスペースを確保すること		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	⑥ 出入口の高低差 注-26		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		cm			
	傾斜路 (常時 設置 されて いる 可動 式の もの 含む)	⑦ 幅120cm以上		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>		cm		
		⑧ 勾配12分の1(高さ10cm未満の場合8分の1)以下		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	1/12 (高さ 17cm)	(高さ / cm)		
		⑨ 手すりの設置(高さ16cm超、ただし、老人ホーム及び老人福祉センター等(主として高齢者、身体障がい者が利用するものに限る)、病院、診療所、保健所、税務署及び公益施設等の場合は高さによらず設置すること)		<input checked="" type="checkbox"/>	無	有	無		
		⑩ 表面は粗面、又は滑りにくい材料での仕上げ		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否		
		⑪ 前後の平坦部との識別		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否		
		⑫ 高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
		⑬ 上端及び下端に点状ブロックの敷設 注-25		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
		注-25 共同住宅、寄宿舍、駐車場、自動車教習所その他視覚障がい者の単独での利用が想定されない建築物、視覚障がい者を誘導することができる者が常駐する建築物その他視覚障がい者の利用上支障がないと認められる建築物は、この限りでない。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否		
		注-25 勾配が20分の1を超えない又は高さ16cmを超えない傾斜がある部分の上端に近接する廊下等、傾斜がある部分と連続して手すり(傾斜路の上端・下端から45cm以上の水平部分を設けたもの)が設けられた廊下等、視覚障がい者が傾斜の存在を事前に確認できる装置を設けた廊下等の場合はこの限りでない。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否		
		⑭ 両側に側壁又は立ち上がり部の設置		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無		
	注-26 常時設置の可動式の傾斜路、又はインターホン等を設置した上で、障がい者等を介助することができる者が常駐するときにあっては、この限りでない		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否			
	⑮ 円滑に移動するための必要な位置に手すりの設置		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
⑯ 床の表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	適	否				
⑰ シャワー室を設ける場合は車いす使用者が利用することができるシャワー用の区画を1以上設けること		<input checked="" type="checkbox"/>	無	有	無				
脱衣室	⑱ 1以上のシャワー用区画の出入口幅(85cm以上)		85	cm		cm			
	⑲ 車いすの転回スペース		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	⑳ 座ったまま操作できるレバー式の水栓及びシャワーの設置		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
	㉑ シャワーチェアの設置		<input checked="" type="checkbox"/>	無	有	無			
	㉒ 1以上の脱衣室の出入口幅(85cm以上)		85	cm		cm			
	㉓ 車いすの転回スペース		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	有	無			
㉔ 脱衣室内のベンチ及び柵の設置		<input checked="" type="checkbox"/>	無	有	無				

特定施設	整備内容	特別特定建築物別表第1(1) (200㎡未満の小規模店舗を除く)	特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真				
シ 客席	①固定席の客席の総数	400 席	席							
	車いす使用者用客席	②車いす使用者用の客席数	 	 	該当する特定施設がない場合は「0」と記入し、以下記入不要としても可					
		③1席当たりの寸法	幅(90cm以上)	 				 		
			奥行(135cm以上)	 				 		
		④床は平坦	 	適				否		
		⑤視線の確保	適 否	適				否		
		⑥転落する恐れがある場合は、柵等を設けること。ただし、車いす使用者が同行者と共に快適に過ごせるよう空間に配慮すること。	適 否	適				否		
		⑦客席内の通路の幅(120cm以上)	 	 				cm		
		⑧客席内の通路の高低差	 	 				 	cm	
			傾斜路	⑨幅120cm以上				 	 	cm
				⑩勾配12分の1以下				 	 	/
			⑪表面は、粗面とし、又は滑りにくい材料での仕上げ	 				適	否	
			⑫両側に側壁又は立ち上がり部を設けているか	 				適	否	
ス 客室	①ホテル又は旅館の客室の総数	200 室	室							
車いす使用者用客室	出入口	②有効幅80cm以上	 	 	該当する特定施設がない場合は「0」と記入し、以下記入不要としても可					
		③自動ドア又は車いす使用者が円滑に開閉して通過できる構造の戸、かつ、その前後に平坦部分を設置	 	 						
		④通過する際に支障となる段	 	有				無		
		⑤車いす使用者用の客室数	2 室	室						
	⑥床面は、粗面とし、滑りにくい材料での仕上げ	 	適	否						
	⑦車いす使用者が円滑に移動し、及び転回することができる広さを有すること	 	適	否						
	⑧車いすの座面と同程度のベッドの高さ	43 cm	cm							
	⑨壁等からベッドの側の側面までのスペース(140cm以上)	150 cm	cm							
	⑩寸法	幅	 	 	cm					
		奥行	 	 	cm					
	車いす対応便所	⑪出入口の幅(85cm以上)	90 cm	cm						
		⑫引き戸	 	適	否					
		⑬洋風便器及び両側手すりの設置	 	有	無					
		⑭便座に腰かけたまま利用できる大便器洗浄装置(靴べら式・光感知式・リモコン等)	 	有	無					
		⑮大便器洗浄装置の点字表示	有 無	有	無					
		⑯洗面器は、レバー式又は光感知式等水栓及び下部の空間	有 無	有	無					
	浴室	⑰手すりを適切に配慮した浴槽又はシャワー	 	有	無					
		⑱座ったまま利用できるレバー式水栓及びシャワー	 	有	無					

特定施設	整備内容	特別特定建築物 別表第1(1) (200㎡未満の 小規模店舗を 除く)	特別特定建築物 左記以外 追加対象建築物 別表第1(3)~(9)	代替措置	協議時 計画の 適合性	完了時 完了 写真	
セ 防火戸	①出入口幅(有効幅80cm以上)(建築物の外壁の開口部に設けた屋外への出口。主たる出入口は除く)	80	cm		cm		
	②車いす使用者が通過する際に支障となる段(禁止)	有	無	有	無		
ソ 避難口誘 導灯	①自動火災報知設備の設置の場合は点滅機能及び音声誘導機能付の避難口誘導灯の設置(共同住宅、寄宿舎、駐車場を除く)	有	無	有	無		
タ 記載台・ 受付カウ ンター	①2以上の者が利用する記載台又は受付カウンターの設置	有	無	有	無		
	②横幅(80cm以上)	100	cm		cm		
	③高さ(75cm程度)	75	cm		cm		
	④車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間	有	無	有	無		
チ 公衆電話	①公衆電話の設置	有	無	有	無		
	②点字表示及び音量調整機能	有	無	有	無		
	③1以上の電話台は、車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間	有	無	有	無		
	④電話ボックス内に③の電話台を設置する場合の車いす使用者への配慮	有	無	有	無		
ツ 現金自動 預払機等	①2以上の現金預払機等の設置	有	無	有	無		
	②車いす使用者が円滑に利用できる下部の空間	有	無	有	無		
	③視覚障がい者に配慮した押し込みボタン	有	無	有	無		
	④視覚障がい者に配慮した点字及び音声による使用方法の案内	有	無	有	無		
	⑤視覚障がい者に配慮した現金自動預払機等までの線状・点状ブロックの敷設(現金自動預払機等までの音声誘導、又は建築物の案内設備の触知図に位置を示す場合はこの限りでない)	有	無	有	無		
テ 案内標示	【点状ブロック及び線状ブロック】						
	①大きさは、30cm角		適	否			
	②ブロックの形状は、JIS T 9251		適	否			
	③色は、黄色(明度差、輝度比等が十分確保されない場合は、その他の色で明度差、輝度比等を十分確保すること)		適	否			
	【国際シンボルマーク】						
	①大きさは、10cm角以上から45cm角以下(ただし、駐車場の床面にあつては、床面のスペースにあった適当な大きさにすること)	適	否	適	否		
②色は、濃いブルーと白、又は黒と白	適	否	適	否			